

## 陳 述 書

2007年5月17日

被告 山下恒生

被告の山下恒生です。まず、本件訴訟を開始するに当たり、意見陳述の機会が与えられたことに感謝します。

私は、本件の訴状を目にしたとき、何のことかいかいもく見当がつきませんでした。そして組合と私が訴えられていると知ったとき、常軌を逸した訴訟が起こされたものだと思います。

信愛女学院争議が終わり、1ヶ月以上もたってから、争議中に配布した組合のビラによって名誉が毀損されたから、損害賠償を請求するという原告大正さんのやり方は、想定外のことでした。単に争議が終結した後というだけでなく、終結の内容が大正さんの望んだとおりだったからです。

さて本件で問題にされている、ビラやホームページの内容にウソ偽りはありません。大正さんが団交を妨害した事実、組合員に解雇を突きつけた事実は、本件裁判の中で明らかにされていくでしょう。また、これらの事実をビラにして、関係者に配布することは、争議における労働組合の当然の活動です。組合員が解雇されようとしている時に、ビラも配布しない、ホームページにも載せないようでは、労働組合の値打ちがありません。

また、財政の乏しい労働組合にとって、社会的関心をよぶ宣伝活動は、ビラやホームページ以外にはありません。そしてそれは、人々の心に響く言葉で伝えなければなりません。人々の心に響く言葉として、その時々流行語を使うのが組合活動の鉄則です。

本件ビラの中にある、「弁護士の品格が問われています」という文言に、大正さんは異議を唱えられるようですが、「品格」は今年の流行語大賞に選ばれた言葉です。藤原正彦が書いた「国家の品格」から流行したものです。

私は、「国家の品格」の内容については、ほとんど賛同できません。しかし、その中にある「卑怯を憎む」というフレーズに同感しています。

藤原正彦は次のように書いています。

「卑怯を憎む心を育てないといけない」、「法律のどこを見たって卑怯なことはいけないなんて書いていません。だから重要なのです」。そして、卑怯を憎む心がないから、「法律に禁止されていないことなら何でもする。時間外取引でこそこそ株を買い占めするような人間が生まれてくる」というのです。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としています。争い事があれば、これを鎮めるために活躍するのが弁護士のはずです。ところが大正さんは、法律知識を総動員して、労働者を退職に追い込む先兵となったといわざるを得ません。まさに品格が問われたのです。

大正さんによる本件提訴は、組合や私への損害賠償請求にとどまらず、労働運動への攻撃という性格を持っています。

資本主義の誕生と共に歩んできた労働組合は、長い年月をかけて国家に労働基本権を認めさせてきました。労働組合を刑事罰及び民事賠償から解放するために、どれほど多くの血が流されてきたことでしょう。

今回、大正さんが起こした本件訴訟と私への刑事告訴は、正当な労働組合活動に民事賠償・刑事罰を科そうとするものです。このようなことは、大阪・全国・世界の労働運動への挑戦です。だから、私たちにとって、この裁判は負けられない闘いなのです。私は、大正さんには、正々堂々と立ち向かいたいと思います。そして、大正さんにも正面から対峙していただきたいと思います。

労働基本権を血をかけて勝ちとってきた先達たちに恥じないように、またこれから労働運動に参加してくる後輩たちのために、そしてなにより私たち労働組合の「品格」をかけて、この裁判に勝利する決意を明らかにして、意見陳述を終わります。